

公益社団法人東京湾海難防止協会 役員報酬等及び費用に関する規程

制定 平成22年5月10日東海防第77号

改正 平成24年5月31日東海防第77号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京湾海難防止協会（以下「本協会」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、本協会の役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員兼役員には職員としての給与を支払うことができる。

- 2 報酬を支給する非常勤役員は、監事並びに会長が別に定める理事とする。
- 3 役員報酬は、月額とする。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 6 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、勤続1年未満で退職した場合を除く。

(報酬等の額の決定)

- 第4条** 本協会の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員俸給表」のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、定めるものとする。
- 2 第3条第2項において会長が別に定める非常勤理事に対する報酬は、当該理事が従事する職務実態に応じて、別表1「常勤役員俸給表」のうちから、会長が適用する月額を定め、それをもとに当該理事が従事した時間に応じて算出される額とする。
- 3 監事に対する報酬は、別表1「常勤役員俸給表」のうちから、監事の協議により、その適用する月額を定め、それをもとに当該監事が従事した時間に応じて算出される額とする。
- 4 月の初日以外の日において新たに役員となった者に支給するその月の報酬月額は、日割計算の方法（報酬月額を当該月の日数で除し、その額に当人の当該月の就任期間（初日を参入する）の日数を乗じて算出する。）によるものとする。
- 5 月の末日以外の日において役員で無くなった者に支給するその月の報酬月額は、日割計算の方法（報酬月額を当該月の日数で除し、その額に当人の当該月の就任期間（末日を参入する）の日数を乗じて算出する。）によるものとする。ただし、役員が死亡したときは、その月の全額を支給する。
- 6 常勤役員に対する役員賞与は、別表2「常勤役員の役員賞与算出要領」に定めるところにより算出される額とする。
- 7 常勤役員に対する退職手当は、別表3「常勤役員の退職手当算出要領」に定めるところにより算出される額とする。

（報酬の支給日）

- 第5条** 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その前日において最も近い休日でない日。）を支給日とする。なお、非常勤役員に対しては、必要の都度支払うことができる。

（報酬等の支給方法）

- 第6条** 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

- 第7条** 本協会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員及び定款第28条ただし書きで定める非常勤役員には、その通勤の実態に

応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 本規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記のあった日から施行する。
- 2 社団法人東京湾海難防止協会役員給与規定（平成14年東海防第50号）は、廃止する。

附 則（平成24年東海防第77号）

この規程は、平成24年5月31日から施行する。

別表1 常勤役員俸給表

号	報酬月額
1	600,000
2	620,000
3	640,000
4	660,000
5	680,000
6	700,000
7	720,000
8	740,000
9	760,000
10	780,000

別表2 常勤役員の役員賞与算出要領

基準日在職の常勤役員の報酬月額に「一般職の職員給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）で定められる係数を乗じて得た額とする。ただし、会長は、本協会の財政状況等を勘案し、その額を減額することができる。

別表3 常勤役員の退職手当算出要領

1 退職手当の額

在職1ヶ月につき退職時における報酬月額に100分の16を乗じて得た額とする。

2 在職期間の算定

役員に任命された日が属する月から、退職した日が属する月までの年月数とする。